

広島市中区江波沖町に放置している不法占用物（はしご）の撤去・保管について

広島市中区江波沖町2の海岸保全区域内において長期にわたり不法に放置しているはしごについて、令和2年6月15日に海岸法第12条第4項の規定に基づき、監督処分を行う旨の公告（別添1）を行いました。令和2年7月14日の除却期限を経過しても撤去されずに不法に放置されていたため、令和2年7月29日に海岸管理者において撤去し、広島港湾・空港整備事務所敷地内にて保管しています。

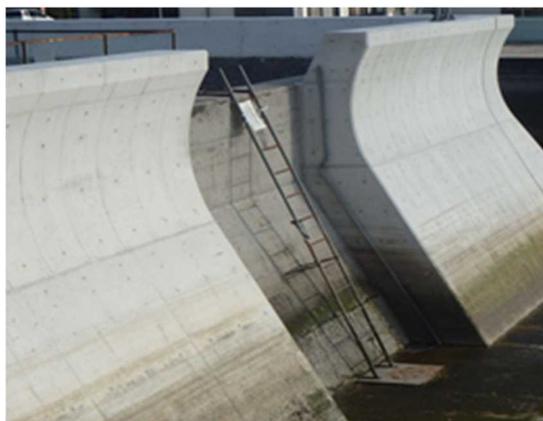
当該物件について、返還を申し出る場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。

なお、公示（別添2）の日から6ヶ月経過後も返還の申し出がない場合は、海岸法第12条第11項の規定に基づき、当該物件の所有権は国に帰属します。

■所在地：広島市中区江波沖町2の海岸保全区域内の護岸



■対象物件：はしご（鉄製、約450cm×約50cm）



■保管場所：広島港湾・空港整備事務所敷地内



<問い合わせ先>

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-28

国土交通省中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所

補償・管理グループ 下岡・政屋

TEL(082) 254-7580 (直通)

※詳細については、別添2公示文をご覧ください。

公 告

海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

下記行為は、海岸法第7条の規定に違反しているため、所有者、占有者その他当該物件について権限を有するもの（以下「所有者等」という。）に対し、同法第12条第1項の規定に基づき、下記期限までに当該物件を海岸保全区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに当該物件を海岸保全区域外へ除却しないときは、海岸法第12条第4項の規定に基づき、海岸管理者又はその命じた者若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については同法第12条第10項の規定に基づき所有者等の負担とする。

令和2年6月15日

中国地方整備局長 水谷 誠

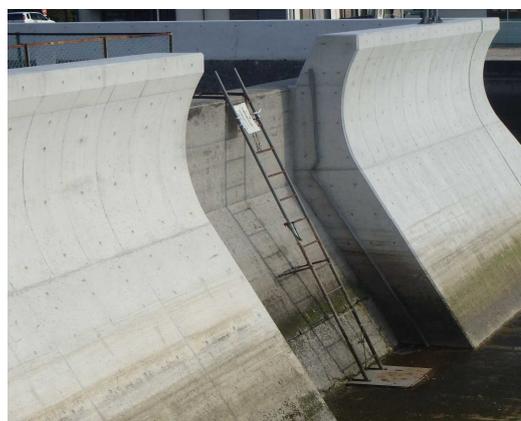
1 対象物件

(1) 所在地

広島市中区江波沖町2の海岸保全区域内の護岸

(2) 対象物件

はしご（鉄製、約450cm×約50cm） 一式



2 行為の内容

海岸保全区域内における当該物件の放置

3 除却期限

令和2年7月14日

4 問い合わせ先

〒734-0011 広島市南区宇品海岸 3-10-28

国土交通省中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所

補償・管理グループ (TEL 082-254-7580)

中国地方整備局公示

広島港海岸江波地区海岸において海岸法（昭和31年法律第101号）第12条第4項の規定に基づき除却した工作物について、同条第5項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下、「所有者等」という。）に対し、当該工作物を返還するため、同条第6項の規定に基づき公示する。

令和2年7月29日

中国地方整備局長 水谷 誠

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

はしご（鉄製、約450cm×約50cm） 一式

2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

（1）保管した工作物の放置されていた場所

広島市中区江波沖町2の海岸保全区域内の護岸

(2) 当該工作物を除却した日時

令和2年7月29日10時

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 当該工作物の保管を始めた日時

令和2年7月29日11時

(2) 保管の場所

広島市南区宇品海岸3-10-28

国土交通省中国地方整備局

広島港湾・空港整備事務所

4 保管した工作物を返還するため必要と認められる事項

当該工作物の返還を受ける者は、所有者等であることを証明できるものを持参の上、上記保管の場所まで引き取りに来ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、海岸法第12条第10項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担

とする。

5 問い合わせ先

広島県広島市南区宇品海岸 3-10-28

国土交通省中国地方整備局 広島港湾・空

港整備事務所 補償・管理グループ

電話 082-254-7580